

土木部設計技術審査委員会実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、茨城県土木部が発注する建設コンサルタント業務等委託業務において、適正な履行を確保し、業務成果の品質向上を図るために実施する土木部設計技術審査委員会（以下「審査会」という。）による審査について必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 本要領の対象とする業務は、原則として本庁発注の土木事業及び建築事業に係る調査、計画、設計等の業務のうち、業務内容が技術的に高度なもの、又は専門的な技術が要求されるもの、又は大規模構造物に係わるもので、当該業務の執行に関する事務を分掌する課の長（以下「主管課長」という。）が選定した業務とする。

(審査)

第3条 主管課長は、審査会に諮り、当該業務成果の技術審査を行うものとする。

- 2 前項の審査は、中間成果及び最終成果について、主管課長が必要と判断した時に実施するものとする。
- 3 審査にあたっては、業務成果について妥当性、安全性、耐久性、利便性、保守性、経済性、将来対応性、各種技術基準との適合性等の当該業務に応じた必要事項を審査するものとする。

(審査会)

第4条 審査会は、原則として業務の都度組織するものとする。

- 2 審査会の委員長は、検査指導課長とする。
- 3 審査会の副委員長は、主管課長及び当該業務の執行に関する事務を分掌する出先機関の長（以下「所管出先機関の長」という。）とする。ただし、所管出先機関が無い場合は主管課長のみとする。
- 4 審査会の委員は、検査指導課課長補佐（技術総括）、主管課課長補佐（技術総括）、関係課課長補佐（技術総括）、所管出先機関の技術次長及び技術課長等の中から委員長が指名した者とする。
- 5 審査会は、必要に応じアドバイザー、学識経験者等の意見を聴くことができる。

(委員長の職務)

第5条 委員長は、主管課長からの要請に応じ審査会の招集を行う。

- 2 委員長は、審査会の会務を総理し、審査会の議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、副委員長のいずれかがその職務を代理する。

(審査会等の費用)

第6条 審査会の開催及びアドバイザー、学識経験者等からの意見聴取にあたり必要となる費用について、当該業務の受託者が負担すべき以外の費用は、原則として主管課が負担する。

(責任の所在)

第7条 本要領に基づき業務成果が審査されたことにより、当該業務に関する受託者の責任が軽減されるものではない。

付則

この要領は、平成18年12月8日から施行する。